羽生市地形図 22

地区計画－地区整備計画図

平成二十年三月作成

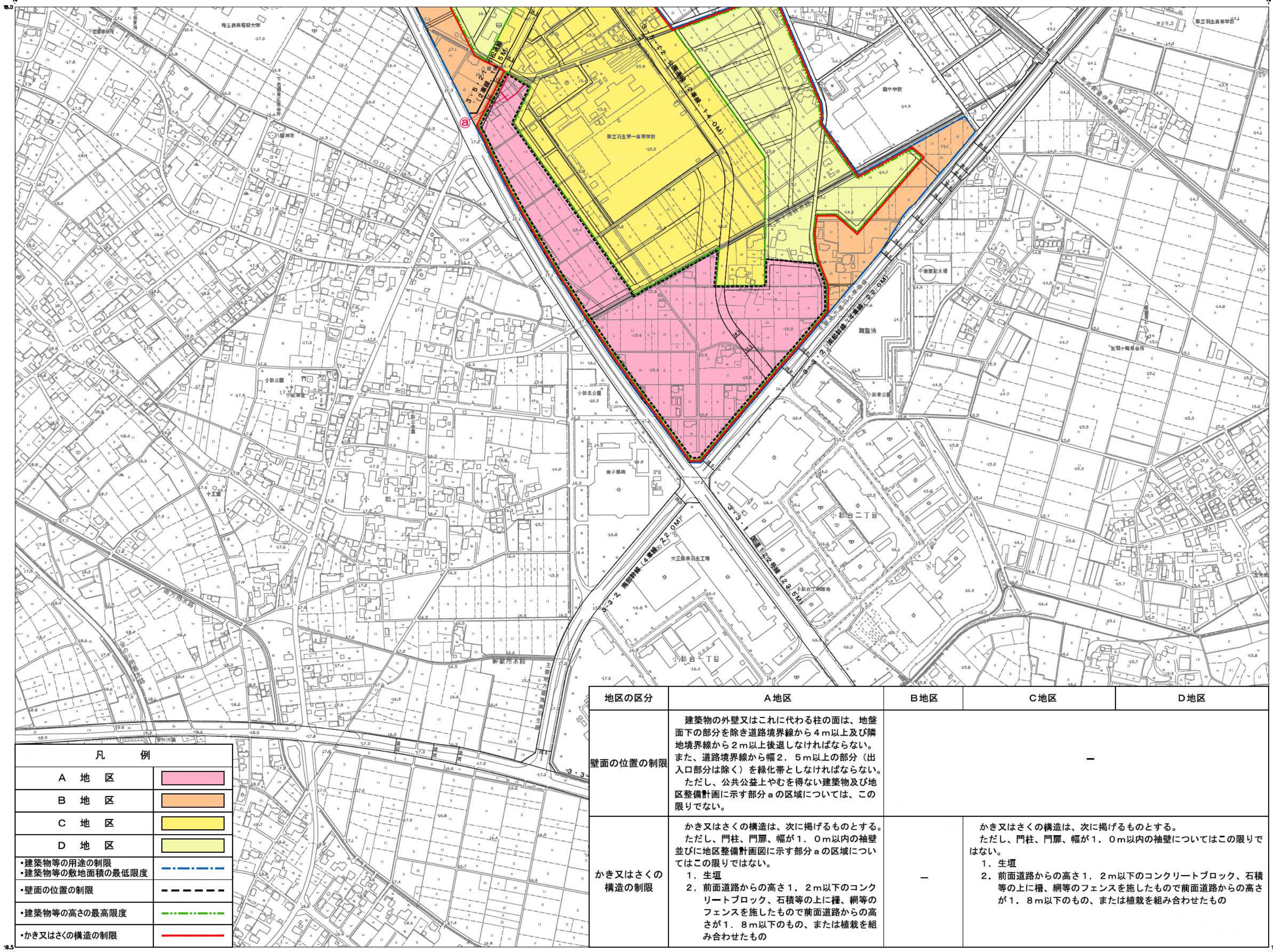

凡例	
A 地区	（桃色）
B 地区	（橙色）
C 地区	（黄色）
D 地区	（淡黄緑色）
・建築物等の用途の制限 ・建築物等の敷地面積の最低限度	（青一点鎖線）
・壁面の位置の制限	（黒破線）
・建築物等の高さの最高限度	（緑二点鎖線）
・かき又はさくの構造の制限	（赤実線）

地区の区分	A地区	B地区	C地区	D地区
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、地盤面下の部分を除き道路境界線から４ｍ以上及び隣地境界線から２ｍ以上後退しなければならない。 また、道路境界線から幅２．５ｍ以上の部分（出入口部分は除く）を緑化帯としなければならない。 ただし、公共公益上やむを得ない建築物及び地区整備計画に示す部分ａの区域については、この限りでない。	－		
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉、幅が１．０ｍ以内の袖壁並びに地区整備計画図に示す部分ａの区域についてはこの限りではない。 １．生垣 ２．前面道路からの高さ１．２ｍ以下のコンクリートブロック、石積等の上に柵、網等のフェンスを施したもので前面道路からの高さが１．８ｍ以下のもの、または植栽を組み合わせたもの	－	かき又はさくの構造は、次に掲げるものとする。 ただし、門柱、門扉、幅が１．０ｍ以内の袖壁についてはこの限りではない。 １．生垣 ２．前面道路からの高さ１．２ｍ以下のコンクリートブロック、石積等の上に柵、網等のフェンスを施したもので前面道路からの高さが１．８ｍ以下のもの、または植栽を組み合わせたもの	

国際航業株式会社調製

平成２０年測量

（１）

（１）撮影　平成１９年１０月
調査　平成１９年１２月

1:2,500

著作権所有兼発行者　羽生市
許可なく複製を禁ずる

NO.22
（IX-JD43-1）